

議 長 日程第2「議案第29号松田町再生可能エネルギー等導入促進基金条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第29号松田町再生可能エネルギー等導入促進基金条例を別紙のとおり制定する。平成29年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。避難所等に設置した太陽光発電設備により発電した電力のうち、余剰となった電力を電気事業者に売電し、その収入を基金に積み立てることにより適正に管理するため、提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、1枚おめくりください。松田町再生可能エネルギー等導入促進基金条例について説明をさせていただきます。本条例は新規条例でございます。条文に基づいて説明をさせていただきます。

第1条、総則でございます。条例の制定の根拠となりますものは、28年度から繰り越して実施しております防災拠点・避難所太陽光発電設備工事並びに太陽光発電売電設備工事でありまして、本年町内11カ所に避難所等に太陽光発電を設置し、その売電収入について会計上明確にしていくため、基金を設置するものでございます。

本事業につきましては、平成28年度、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金を活用し、その75%が補助金で賄われております事業となっております。補助金要綱上では、基金の設置まで規定しておりませんが、補助金の適正な執行並びに会計処理を明確にするということから、また、将来的な機器更新工事、維持管理費の財源とするために基金に積み立てて管理をしていきたいと考えております。

第2条、積立てでは、売電収入を基金に積み立てる場合は、毎年度の一般会計予算に計上して管理するものでございます。

第3条、管理では、基金に積み立てた現金の管理について規定しております。

第4条、運用益金の処理につきましては、基金運用による収益につきましては、予算に計上して基金に繰り入れるということでございます。

第5条は、基金に積み立てた現金の繰り替え運用ができる規定でございます。

第6条、処分では、積み立てた現金は将来的に必要となる設備の更新や修繕に充てる場合に限って処分ができる規定でございます。

第7条、委任規定でございます。

11カ所の工事につきましては、施工が完了し、今後電力会社との売電契約など、条例制定後に事務手続を進めてまいる所存でございます。

最後に附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 舘 今、11カ所、もう既に設備されてるということで、参考までにね、どのくらいの容量を使って売電が可能なのか、その辺の参考までに数値を教えてください。

総 務 課 長 参考までということで、事務局のほうで試算した数字で申し上げます。この11カ所ですね、太陽光発電の要は電気使用量といいますか、で見ますと、年間ですね、6万1,187キロワットという出力がございます。これに対しまして、通常その施設が使用している電気量、これがですね、年間がですね、7万8,000キロワットと想定しています。その差額ですね、1万6,813キロワットが売電できるキロ数ということになりますので、単純にそれを計算いたしますと、年間で約60万円ほどの収入があろうかなというふうに思っております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。（私語あり）総務課長、再度説明をお願いします。

総 務 課 長 失礼いたしました。ちょっと訂正させていただきます。年間ですね、発電量が7万8,000キロワットです。通常使用される施設の使用量が、すいません、6万1,187キロワットの、その差額がということでございますので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第29号松田町再生可能エネルギー等導入促進基金条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。